那覇市

耐震改修を行った要安全確認計画記載建築物等の固定資産税が減額されます

減額の対象となる家屋

次に掲げる要件を満たす家屋です。

（１）建築物の耐震改修の促進に関する法律第７条に規定する要安全確認計画記載建築物
または、建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第３条第１項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当すること

（２）令和 11 年３月 31 日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように、一定の改修工事を施した家屋であること。

（３）政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けていること

（４）耐震基準に適合した工事であることの証明書等を受けていること

（５）所管行政庁に対して耐震診断結果を報告していること

（６）耐震改修促進法に規定された所管行政庁の命令又は指示の対象となった家屋でないこと

減額される期間・金額

対象となる家屋の住宅部分のうち 120 ㎡を超える部分及び非住宅部分が対象となります。

耐震改修工事が完了した年の翌年度から２年間は、当該家屋に係る固定資産税額の１/２（固定資産税額が耐震改修に要した費用の額の 100 分の５に相当する額を超える場合にあっては、当該改修費用の 100 分の５に相当する額の１/２）が減額されます。

減額を受けるための手続き

【申告期間】　<u>改修工事完了後３ヶ月以内</u>に、本市資産税課へ次の書類を提出し申告してください。

【提出書類】

（１）耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模建築物に対する固定資産税の減額申告書

（２）地方税法施行規則附則第７条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し

（３）建築物の耐震改修の促進に関する法律第７条又は同法附則第３条第１項の規定による報告書の副本（所管行政庁の受理印が押印されたもの）の写し

（４）耐震改修後の家屋が基準を満たすことを証する書類

〇減額の対象となる改修工事の内容及び耐震基準を満たすことを証する書類の発行についてのご質問は、改修工事の設計及び工事監理をした建築士等へお問い合わせください。